

令和8年度

弥富市下水道事業会計予算書



議案第6号

令和8年度 弥富市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度弥富市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	8,100 戸
(2) 年間総処理水量	2,066,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均処理水量	5,660 m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	
公共下水道管渠施設工事	740,540 千円
公共下水道管渠施設長寿命化工事	42,510 千円
農業集落排水機能強化対策工事	141,302 千円
農業集落排水処理施設維持補修工事	10,751 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	1,120,721 千円
第1項	営業収益	331,030 千円
第2項	営業外収益	789,689 千円
第3項	特別利益	2 千円
支		出
第1款	下水道事業費用	1,098,560 千円
第1項	営業費用	989,929 千円
第2項	営業外費用	106,629 千円
第3項	特別損失	2 千円
第4項	予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額290,474千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額63,387千円、過年度分損益勘定留保資金130,508千円及び当年度分損益勘定留保資金96,579千円で補てんするものとする。）。

収		入
第1款	資 本 的 収 入	1,272,988 千円
第1項	企 業 債	860,700 千円
第2項	分 担 金 及 び 負 担 金	750 千円
第3項	補 助 金	370,251 千円
第4項	他 会 計 補 助 金	41,287 千円
支		出
第1款	資 本 的 支 出	1,563,462 千円
第1項	建 設 改 良 費	1,155,188 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	408,274 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道使用料システム改修業務委託	令和9年度から令和13年度まで	千円 10,916
下水道等使用料改定検討業務委託	令和9年度	千円 3,080

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 652,200	証書借入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	融資方の条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	千円 15,000			
農業集落排水事業	千円 56,500			
資本費償還	千円 137,000			
計	千円 860,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 46,240千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、506,220千円である。

令和8年2月25日提出

弥富市長 安藤正明